## 鹿沼市 地域学校協働活動&コミュニティ・スクールだより No.1

令和4年8月発行



いよいよ、次年度からコミュニティ・スクールが全校導入となります。 先進校は、このまま進んでいってほしいと思います。

令和5年度導入校は、特に、いろいろと不安なことや知りたいことが あると思います。そこで、このたよりを不定期に発行し、皆様方の疑問に お答えしようと思います。何か知りたいことや疑問がございましたら、 これからも学校教育課または生涯学習課までお問い合わせください。





# 用語解説

①コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

簡単に言うと「学校運営協議会」を設置した学校のこと。正確には、学校と地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の5)に基づいた仕組みのこと。つまり、制度のことです。

## ②学校運営協議会

教育委員会が個別に指定する学校(地域)ごとに、**当該学校の運営に開して協議するためにおかれる機関のこと**。学校評議員制度が学校運営協議会制度に変わりました。(鹿沼市では、学校や地域と話し合って、単独校で協議会を設置するのか地域内の複数校でひとつの協議会を設置するのかを決めています。)

#### ③地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。

## 4地域学校協働本部

多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、**緩やかなネットワークを形成する**ことにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。どこかに本部があるのかと思ったら、そうではなく、**体制のこと**だったのです。







第 | 回学校運営協議会のレジュメが知りたい。どんなことをすればいいの。何を話し合うの。

# 一般的な例を紹介しましょう

進行・・・教頭先生が行うことが多い。

- I 開会 ・・・教頭先生が行うことが多い。
- 2 校長あいさつ
- 3 委嘱状の授与
  - ※校長先生にお願いします。コロナ感染予防対策として、代表おひとりにお渡しする ところが多いです。
- 4 自己紹介
- 5 鹿沼市の取組の説明
  - ※R5年度導入校においては、行政が行います。
- 6 協議
  - (1) 会長・副会長の選出
    - ※会長が決まったら、この後の協議は会長に任せます。しかし、地域によっては 続けて教頭が行うところもあります。鹿沼市の規則では、会長が議長となる、 とありますが、ケースバイケースです。 これがマスト
  - (2) ○○学校学校運営基本方針の説明と承認

- (必須)です。
- ※校長先生の説明後、必ず承認したかどうかの確認をお願いします。
- (3) 令和○年度の決算報告と今年度の運営費(予算)の運営予定について
  - ※令和4年度以前の導入校は、決算報告があるといいでしょう。予算の運用については、大まかな計画をお話していただくといいと思います。
- (4) 今年度の組織確認
  - ※部会を置いている学校については、必要になると思います。

これが

(5) テーマについての熟議

要(かなめ)

- ※CSマイスターの廣瀬先生からのアドバイスでは、導入の2~3年は、地域と学校の情報 交換(雑談)でいいとのことです。まずは、「知る」こと(特に、人を知ること=仲良くなる ことが大切だそうです)から始めてみてはいかがでしょう。
  - ※部会を置いている学校は、部会ごとに話し合った後、共有・協議します。
- 7 その他
  - ・今後の予定

2022年の「地域とともにある学校づくり推進フォーラム2022兵庫」では、『コミュニティ・スクールには学校の数だけ形があり、画一的ではない。地域の実態に応じた取組が重要である。』との認識が再確認されました。コミュニティ・スクールの形もレジュメも学校の数だけ違っていいのです。

この例にとらわれず、素敵なレジュメを作ってください。



発行:鹿沼市教育委員会事務局 生涯学習課生涯学習係 ☎63-3498 学校教育課指導係 ☎63-2236

